

業務委託一者特命随意契約結果一覧（令和3年1月～3月契約分）

◆年額、月額、単価、割合等で契約している場合は、契約金額欄には予定総額を掲載しています。

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
1	勤務時間管理システム導入業務	富士通株式会社 浜松支店	R3. 2. 9	10, 232, 090	今後、行政経営基幹システムとの連携を想定している。連携を予定している浜松市行政経営基幹システム（コア）は、富士通株式会社の製品を浜松市用にカスタマイズしたものであり、その開発、導入及び保守・管理を同社が行っている。行政経営基幹システムと勤務時間管理システムの連携を行うには、両システムの改修が必要であることから行政経営基幹システムの製作者であり、改修が可能な唯一の業者である富士通株式会社（浜松支店）と1者特命で契約することが妥当である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務部人事課 （電話：053-457-2081）
2	財務会計システム研修業務委託	富士通株式会社 浜松支店	R3. 2. 28	1, 035, 650	業務の内容や性質、目的から価格競争で受託者を決定することが適当ではない。財務会計システムが富士通株により独自に開発されたシステムであり、研修カリキュラム及び研修用PC端末の事前準備等は、他の事業者では行うことができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務部人事課 （電話：053-457-2088）
3	接遇研修業務委託（令和3年度実施分）	株式会社SSブレイン	R3. 3. 12	2, 640, 000	業務の内容や性質、目的から価格競争で受託者を決定することが適当ではない。令和2年度に指名型プロポーザル方式により企画提案等の内容を評価・採点した結果、当該業者を最適な事業者と決定したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務部人事課 （電話：053-457-2088）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
4	マネジメント能力向上研修業務委託（令和3年度実施分）	株式会社行政マネジメント研究所	R3. 3. 16	1,094,640	業務の内容や性質、目的から価格競争で受託者を決定することが適当ではない。令和2年度に指名型プロポーザル方式により企画提案等の内容を評価・採点した結果、当該業者を最適な事業者と決定したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務部人事課 （電話：053-457-2088）
5	職場の接遇センスアップ研修業務（令和3年度実施分）	株式会社日本マネジメント協会	R3. 3. 23	1,041,100	業務の内容や性質、目的から価格競争で受託者を決定することが適当ではない。令和2年度に指名型プロポーザル方式により企画提案等の内容を評価・採点した結果、当該業者を最適な事業者と決定したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務部人事課 （電話：053-457-2088）
6	令和3年度ケーブルテレビ広報番組等制作業務	株式会社シーピーエス	R3. 3. 1	9,756,991	価格競争による選定はなじまないことから広く公募によるプロポーザルを行い、最も優れた業者と契約することが最善と判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部広聴広報課 （電話：053-457-2021）
7	浜松市DV相談防止センター電話相談業務委託	非公表	R3. 3. 12	4,378,999	公募型プロポーザル方式を採用し、提案内容を比較検討することで、業務の質の向上を図り、限られた予算額で効果的に事業を実施するため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部UD・男女共同参画課 （電話：053-457-2561）
8	ブラジル選手団受け入れマニュアル翻訳業務	公益財団法人浜松国際交流協会	R3. 3. 1	7,078,500	本業務は緊急を要する業務のため、行政文書等の翻訳業務に精通している国際課と調整し、バイリンガル翻訳者による翻訳チェック体制を整えている（公財）浜松国際交流協会に委託することとした。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	市民部スポーツ振興課 （電話：053-457-2421）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
9	特別展「高橋周桑展」展覧会開催業務	株式会社アート・ベンチャー・オフィスショウ	R3. 3. 10	4, 555, 500	作品の貸出先より、作品の輸送・展示などの業務を、契約相手方に行うよう指示がされているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部美術館（秋野不矩美術館） （電話：053-922-0315）
10	浜松市障がい者基幹相談支援等事業業務委託	浜松市障がい者基幹相談支援センター共同運営協議会	R3. 3. 26	86, 218, 000	地域の相談支援体制の強化の取組みや権利擁護・虐待防止のための支援、包括的な支援体制の構築、障害者相談の高度技術の提供、緊急時の対応、専門的人材の養成等を担う業務であり、身体、知的、精神、発達障害の各分野に精通している必要のある業務であるため。また、相談業務等の継続性も求められ、本業務を円滑に実施できる者は指名業者以外にはないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 （電話：053-457-2034）
11	浜松市障害者福祉システム制度改正等対応改修業務委託	富士通株式会社 浜松支店	R3. 3. 17	18, 903, 500	障害福祉制度改正に伴うシステム改修の契約で、当該システム開発者である富士通が行うのであれば、その使用に著しい支障が生ずるおそれがあるため。また、ソフトの著作権の排他的権利に係るもので、当該権利を有する富士通でなければ契約の目的が達成できないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 （電話：053-457-2034）
12	医療的ケア児等コーディネーター業務委託	社会福祉法人浜松市社会福祉事業団	R3. 1. 21	15, 800, 000	医療的ケア児等の支援体制を整備するにあたり、専門的な知識経験のある業者から手法等を提案してもらうことにより、よりよい事業内容とするためプロポーザル方式による契約とし、当該業務委託の実施に最も適した受託者と契約するため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 （電話：053-457-2034）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
13	浜松市後期高齢者医療システム改修業務委託 (税制改正対応)	日本電気株式会社 浜松支店	R3. 1. 5	9, 240, 000	浜松市後期高齢者医療システムは、日本電気株式会社のパッケージソフトを利用しているため、ソフト著作権の点から開発事業者以外ではシステム改修対応できない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 国保年金課 (電話：053-457-2889)
14	国民健康保険システム改修業務委託 (税制改正対応)	日本電気株式会社 浜松支店	R3. 1. 8	24, 090, 000	本システムは日本電気株式会社のパッケージソフトを使用しているため、ソフト著作権の点から開発業者以外ではシステム改修ができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 国保年金課 (電話：053-457-2888)
15	国民年金システム平成30年度及び令和2年度税制改正対応業務委託 (税制改正対応)	日本電気株式会社 浜松支店	R3. 1. 15	7, 447, 000	本システムは、日本電気株式会社のパッケージソフトを利用しており、ソフト著作権の点から開発業者以外ではシステム改修できないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 国保年金課 (電話：053-457-2637)
16	浜松市精神保健福祉センター相談情報管理システム機器等保守業務委託	遠鉄システムサービス株式会社	R3. 1. 29	1, 980, 000	精神保健福祉センター相談情報管理システムに係る機器構築を行った業者へ保守点検業務を依頼する必要があるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部精神保健福祉センター (電話：053-457-2709)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
17	浜松市ひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付の再支給）対応業務	日本電気株式会社 浜松支店	R3. 1. 20	5,390,000	本市の児童福祉システムについては、日本電気株式会社が構築したパッケージシステムを使用している。本給付金の対象者抽出にあたってはこのシステムの管理台帳を活用する必要があり、短期間で本給付金業務に対応していくよう現行システムを改修できるのは、当該システムの構築業者である日本電気株式会社以外にはないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 （電話：053-457-2792）
18	浜松市子育て支援ひろば事業（ここみ広場）	一般社団法人ここみ	R3. 2. 1	29,883,000	地域子育て支援拠点（子育て支援ひろば）として、地域の特性を活かしながら事業実施をするために、公募型提案方式による事業者選定において、評価委員の評価より、事業目的を実施できる事業者と認められたため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 （電話：053-457-2793）
19	浜松市子育て支援ひろば事業（カンガルーのおうち）	社会福祉法人瑞陵会	R3. 2. 1	27,945,000	地域子育て支援拠点（子育て支援ひろば）として、地域の特性を活かしながら事業実施をするために、公募型提案方式による事業者選定において、評価委員の評価より、事業目的を実施できる事業者と認められたため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 （電話：053-457-2793）
20	浜松市子育て支援ひろば事業（L u a n a）	学校法人興福寺学園	R3. 2. 1	25,533,000	地域子育て支援拠点（子育て支援ひろば）として、地域の特性を活かしながら事業実施をするために、公募型提案方式による事業者選定において、評価委員の評価より、事業目的を実施できる事業者と認められたため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 （電話：053-457-2793）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
21	浜松市子育て支援ひろば事業 (わわわひろば)	社会福祉法人遠淡海会	R3. 2. 1	27, 033, 000	地域子育て支援拠点（子育て支援ひろば）として、地域の特性を活かしながら事業実施をするために、公募型提案方式による事業者選定において、評価委員の評価より、事業目的を実施できる事業者と認められたため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2793)
22	浜松市子育て支援ひろば事業 (さわさわひろば)	特定非営利活動法人は ままつ子育てネット ワークびっぴ	R3. 2. 1	28, 560, 000	地域子育て支援拠点（子育て支援ひろば）として、地域の特性を活かしながら事業実施をするために、公募型提案方式による事業者選定において、評価委員の評価より、事業目的を実施できる事業者と認められたため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2793)
23	浜松市子育て支援ひろば事業 (まんまのつぼみ)	合同会社M i M o チル コロ	R3. 2. 1	29, 403, 000	地域子育て支援拠点（子育て支援ひろば）として、地域の特性を活かしながら事業実施をするために、公募型提案方式による事業者選定において、評価委員の評価より、事業目的を実施できる事業者と認められたため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2793)
24	浜松市子育て支援ひろば事業 (ぞうさん)	社会福祉法人いずみ会	R3. 2. 1	24, 333, 000	地域子育て支援拠点（子育て支援ひろば）として、地域の特性を活かしながら事業実施をするために、公募型提案方式による事業者選定において、評価委員の評価より、事業目的を実施できる事業者と認められたため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2793)
25	浜松市子育て支援ひろば事業 (きらり)	社会福祉法人七恵会	R3. 2. 1	21, 933, 000	地域子育て支援拠点（子育て支援ひろば）として、地域の特性を活かしながら事業実施をするために、公募型提案方式による事業者選定において、評価委員の評価より、事業目的を実施できる事業者と認められたため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2793)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
26	浜松市子育て支援ひろば事業 （どんぐりひろば）	社会福祉法人みんなの森福祉会	R3. 2. 1	27, 483, 000	地域子育て支援拠点（子育て支援ひろば）として、地域の特性を活かしながら事業実施をするために、公募型提案方式による事業者選定において、評価委員の評価より、事業目的を実施できる事業者と認められたため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 （電話：053-457-2793）
27	浜松市子育て支援ひろば事業 （ぎゅっと）	社会福祉法人遠淡海会	R3. 2. 1	27, 033, 000	地域子育て支援拠点（子育て支援ひろば）として、地域の特性を活かしながら事業実施をするために、公募型提案方式による事業者選定において、評価委員の評価より、事業目的を実施できる事業者と認められたため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 （電話：053-457-2793）
28	浜松市子育て支援ひろば事業 （グリーンランド）	社会福祉法人明康会	R3. 2. 1	23, 133, 000	地域子育て支援拠点（子育て支援ひろば）として、地域の特性を活かしながら事業実施をするために、公募型提案方式による事業者選定において、評価委員の評価より、事業目的を実施できる事業者と認められたため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 （電話：053-457-2793）
29	浜松市子育て支援ひろば事業 （マイひろば）	社会福祉法人和光会	R3. 2. 1	25, 845, 000	地域子育て支援拠点（子育て支援ひろば）として、地域の特性を活かしながら事業実施をするために、公募型提案方式による事業者選定において、評価委員の評価より、事業目的を実施できる事業者と認められたため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 （電話：053-457-2793）
30	浜松市子育て支援ひろば事業 （OHANA）	学校法人興福寺学園	R3. 2. 1	25, 533, 000	地域子育て支援拠点（子育て支援ひろば）として、地域の特性を活かしながら事業実施をするために、公募型提案方式による事業者選定において、評価委員の評価より、事業目的を実施できる事業者と認められたため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 （電話：053-457-2793）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
31	浜松市子育て支援ひろば事業 (やまぼうしの家)	社会福祉法人はなぞの会	R3. 2. 1	26, 733, 000	地域子育て支援拠点（子育て支援ひろば）として、地域の特性を活かしながら事業実施をするために、公募型提案方式による事業者選定において、評価委員の評価より、事業目的を実施できる事業者と認められたため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2793)
32	浜松市子育て支援ひろば事業 (ころころルーム)	特定非営利活動法人ころころねっと浜松	R3. 2. 1	29, 283, 000	地域子育て支援拠点（子育て支援ひろば）として、地域の特性を活かしながら事業実施をするために、公募型提案方式による事業者選定において、評価委員の評価より、事業目的を実施できる事業者と認められたため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2793)
33	浜松市子育て支援ひろば事業 (サンサンひろば)	社会福祉法人若葉会	R3. 2. 1	31, 083, 000	地域子育て支援拠点（子育て支援ひろば）として、地域の特性を活かしながら事業実施をするために、公募型提案方式による事業者選定において、評価委員の評価より、事業目的を実施できる事業者と認められたため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2793)
34	浜松市子育て支援ひろば事業 (えんしゅうはま すくすくひろば)	公益社団法人浜松市シルバー人材センター	R3. 2. 1	28, 560, 000	地域子育て支援拠点（子育て支援ひろば）として、地域の特性を活かしながら事業実施をするために、公募型提案方式による事業者選定において、評価委員の評価より、事業目的を実施できる事業者と認められたため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2793)
35	浜松市子育て支援ひろば事業 (ここみのおうち)	一般社団法人ここみ	R3. 2. 1	25, 533, 000	地域子育て支援拠点（子育て支援ひろば）として、地域の特性を活かしながら事業実施をするために、公募型提案方式による事業者選定において、評価委員の評価より、事業目的を実施できる事業者と認められたため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2793)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
36	浜松市子育て支援ひろば事業 (なごみCIRCUS)	社会福祉法人和光会	R3. 2. 1	26,745,000	地域子育て支援拠点（子育て支援ひろば）として、地域の特性を活かしながら事業実施をするために、公募型提案方式による事業者選定において、評価委員の評価より、事業目的を実施できる事業者と認められたため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2793)
37	浜松市子育て支援ひろば事業 (おひさま)	社会福祉法人聖隷福祉事業団	R3. 2. 1	19,563,000	地域子育て支援拠点（子育て支援ひろば）として、地域の特性を活かしながら事業実施をするために、公募型提案方式による事業者選定において、評価委員の評価より、事業目的を実施できる事業者と認められたため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2793)
38	浜松市子育て支援ひろば事業 (引佐子育て支援広場)	社会福祉法人ひかりの園	R3. 2. 1	33,183,000	地域子育て支援拠点（子育て支援ひろば）として、地域の特性を活かしながら事業実施をするために、公募型提案方式による事業者選定において、評価委員の評価より、事業目的を実施できる事業者と認められたため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2793)
39	浜松市子育て支援ひろば事業 (そよかぜ)	社会福祉法人天竜厚生会	R3. 2. 1	24,033,000	地域子育て支援拠点（子育て支援ひろば）として、地域の特性を活かしながら事業実施をするために、公募型提案方式による事業者選定において、評価委員の評価より、事業目的を実施できる事業者と認められたため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2793)
40	浜松市子育て支援ひろば事業 (ゆりかご)	社会福祉法人天竜厚生会	R3. 2. 1	27,483,000	地域子育て支援拠点（子育て支援ひろば）として、地域の特性を活かしながら事業実施をするために、公募型提案方式による事業者選定において、評価委員の評価より、事業目的を実施できる事業者と認められたため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2793)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
41	浜松市子育て支援ひろば事業 (ここみの森)	一般社団法人ここみ	R3. 2. 1	25, 833, 000	地域子育て支援拠点（子育て支援ひろば）として、地域の特性を活かしながら事業実施をするために、公募型提案方式による事業者選定において、評価委員の評価より、事業目的を実施できる事業者と認められたため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2793)
42	浜松市子育て支援ひろば事業 (やまびこ)	社会福祉法人天竜厚生会	R3. 2. 1	27, 483, 000	地域子育て支援拠点（子育て支援ひろば）として、地域の特性を活かしながら事業実施をするために、公募型提案方式による事業者選定において、評価委員の評価より、事業目的を実施できる事業者と認められたため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2793)
43	児童福祉システム改修（児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直しに伴う対応、令和3年度福祉行政報告例61表改正対応）1次リリース分	日本電気株式会社 浜松支店	R3. 3. 9	5, 390, 000	本市の児童福祉システムは日本電気株式会社が構築したパッケージシステムを使用しており、当該システムを熟知していることから、安全かつ適切に本業務を遂行することができ、また、児童扶養手当にかかる法改正に伴う変更対応について短期間で確実な実施が必須であることから、当該システムの構築業者である日本電気株式会社でなければ、業務を遂行できないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2792)
44	収集びん選別業務	株式会社エス・ティ産業	R3. 1. 22	59, 400, 000	本業務は、平和最終処分場へ廃棄物として搬入されるガラスびんの受取り及びリサイクルに向けた選別等を委託（3年契約）するものである。令和3年1月22日に一般競争入札を執行したが、2回の入札の結果予定価格に僅差で達しなかったため、随意契約に切り替え、見積徴取の結果予定価格に達したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	環境部平和清掃事業所 (電話：053-487-1131)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
45	新卒者向けU I J ターン就職促進業務	株式会社静岡新聞社	R3. 3. 8	13, 037, 200	公募型プロポーザルにおいて、プレゼンテーション及びヒアリングにより審査・検討し、企画提案書が特定された業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課 (電話：053-457-2339)
46	先払いチケットによる飲食店支援業務	株式会社JTB 浜松支店	R3. 3. 3	29, 670, 575	本業務は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で疲弊する飲食店を支援し、当面の運転資金を確保することを目的としており、緊急性が高く、迅速な事業実施が求められるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	産業部産業振興課 (電話：053-457-2285)
47	1億円キャッシュバックキャンペーン業務	株式会社中日アド企画 東海支社	R3. 2. 16	4, 950, 000	当事業については、コロナ禍で苦しんでいる飲食店を救済するための緊急経済対策であり、今回の飲食店認証制度を利用されたお客様に対する抽選キャッシュバックキャンペーンについては、システムを構築する必要がある。本市又は本市が関わる自治体において抽選システム等類似業務の経験がある事業者に緊急的に委託する必要がある、競争に適さないため、一者特命とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	産業部観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2295)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
48	はままつ1億円分ポイント還元キャンペーン業務	株式会社JTB 浜松支店	R3. 3. 1	15, 133, 140	第1弾の課題として、個人情報の取り扱いのリスクや業務の煩雑さ、キャンペーンのなりすまし等のリスクがあるため、LINEとポイント還元を併用したキャンペーンを採用することとなった。 それに伴い、①LINEを活用した応募～当選通知、②Gポイントを活用したポイント還元、が不可欠であることから、両者と4月のキャンペーンを開始できることが受託条件となった。本事業は第1弾に引き続き緊急対応であり、準備期間も短く、一般公募での実施が難しいことから、同様の業務経験のある代理店各社に条件を説明したうえで見積依頼をしたところ、当事業者のみが期限までに事業実施可能であるとの回答であったことから、一者特命とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	産業部観光・シティプロモーション課 (電話： 053-457-2295)
49	(第2弾) 1億円キャッシュバックキャンペーン業務	株式会社JTB 浜松支店	R3. 3. 19	8, 941, 240	LINEの個人情報管理問題に対し、3月19日に総務省がLINEを通じて提供している行政サービスの運用停止を発表したことから、浜松市としても新規事業におけるLINEの活用について慎重な対応をとる必要が生じ、「はままつ1億円分ポイント還元キャンペーン業務」については第1弾と同様の手法で実施することが決定した。 緊急経済対策として実施するキャンペーンの開始時期を変えずに業務を行える事業者を選択することが最重要であることから、唯一、ここまでの準備に携わり、それらを活かすことができるのは(株)JTB浜松支店だけであるため、一者特命で随意契約する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	産業部観光・シティプロモーション課 (電話： 053-457-2295)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
50	浜松市農業バイオセンター運営業務	浜松市園芸協会	R3. 3. 15	16, 342, 700	当該業務を実施するためには、組織培養技術に精通する人材が必要であり、特に生長点培養技術を行える人材が必須となる。生長点培養によるウイルスフリー化を行うには長年の経験と技術が必要である。当協会は農業バイオセンター設置以来、バイオセンター施設を利用して培養苗の生産を行い、市内の農業振興に寄与してきたことに加え、組織培養技術に精通した職員や生長点培養を行うことができる職員を有している。生長点培養と併せて培養苗の作出を行える業者は当該協会しかないことから、一者特命とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部農業振興課農業バイオセンターG (電話：053-428-4470)
51	令和2年度 浜松市道路施設情報システム改修業務	株式会社フジヤマ	R3. 1. 20	8, 085, 000	本システムの改修には、著作権である翻案権が必要であるところ、本システム開発当時の契約において、翻案権については株式会社フジヤマに留保されているため、株式会社フジヤマでなければ改修を行うことができない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	土木部道路保全課 (電話：053-457-2619)
52	令和3年度土木防災情報システム運営事業土木防災情報システムリモート化等改修業務	理研精工株式会社	R3. 2. 2	3, 124, 000	本業務は、理研精工株式会社が権利を有するカメラ映像録画サーバ本体及び関連部分の改修であり、理研精工株式会社でなければ改修を行うことができない。 なお、本業務を競争入札にする場合、システムの仕様詳細及び改修内容を記載した設計・説明書の設計委託費用や、開発者以外が設計・説明書を読解しシステムを解析し、理解するための人件費が必要となり、これは開発者がシステム改修を行った場合に必要となる費用を大きく上回ることが想定される。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	土木部河川課 (電話：053-457-2452)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
53	こころの健康観察事業業務委託	公益社団法人子どもの発達科学研究所 浜松オフィス	R3. 3. 24	3, 498, 000	令和2年度に新型コロナウイルス感染拡大防止による長期間の臨時休業が与えた子供のメンタルヘルスへの影響について当該事業者へ委託して調査を行ったが、調査後の対応で児童生徒のメンタルヘルスがどのように変化したかを把握し適切に支援するためには今後も継続して同様の調査を実施する必要がある。また、当該事業者は、大阪大学、浜松医科大学、金沢大学、千葉大学、福井大学の連合大学院との連携関係にあり、豊富な研究データをもとに学校現場の実情に応じた対応を行ってきた実績がある。現場を熟知したスタッフも多く、同等の効果を得ることができる事業者は他にない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部指導課 (電話：053-457-2428)
54	校外適応指導教室運営業務委託	特定非営利活動法人はままつ子どものこころを支える会	R3. 3. 22	58, 960, 000	公募型プロポーザル方式により企画提案等の内容を評価・採点した結果、当該業者を最適な事業者と決定したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部指導課 (電話：053-457-2428)
55	母国語支援等業務委託	特定非営利活動法人浜松外国人子ども教育支援協会	R3. 3. 22	3, 188, 900	公募型プロポーザル方式により企画提案等の内容を評価・採点した結果、当該業者を最適な事業者と決定したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部指導課 (電話：053-457-2428)
56	日本語・学習支援業務委託 (中・南エリア)	特定非営利活動法人浜松外国人子ども教育支援協会	R3. 3. 22	11, 632, 500	公募型プロポーザル方式により企画提案等の内容を評価・採点した結果、当該業者を最適な事業者と決定したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部指導課 (電話：053-457-2428)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
57	日本語・学習支援業務委託 (西・北エリア)	特定非営利活動法人日 本語教育ボランティア 協会	R3. 3. 22	6, 740, 871	公募型プロポーザル方式により企画提案等の 内容を評価・採点した結果、当該業者を最適 な事業者と決定したため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	学校教育部指導課 (電話：053-457-2428)
58	日本語・学習支援業務委託 (東・浜北・天竜エリア)	特定非営利活動法人浜 松日本語日本文化研究 会	R3. 3. 22	8, 157, 160	公募型プロポーザル方式により企画提案等の 内容を評価・採点した結果、当該業者を最適 な事業者と決定したため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	学校教育部指導課 (電話：053-457-2428)
59	令和3年度浜松市学校ネット パトロール等業務委託	株式会社JMC 東日 本支店	R3. 3. 5	2, 163, 700	公募型プロポーザル方式により企画提案等の 内容を評価・採点した結果、当該業者を最適 な事業者と決定したため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	学校教育部指導課 (電話：053-457-2411)
60	令和3年度外国語指導助手業 務に関する労働者派遣契約	株式会社インタラック 関西東海	R3. 2. 3	200, 338, 710	公募型プロポーザル方式により企画提案等の 内容を評価・採点した結果、当該業者を最適 な事業者と決定したため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	学校教育部指導課 (電話：053-457-2411)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
61	令和3年度外国語指導助手業務に関する労働者派遣契約（追加）	株式会社インタラック 関西東海	R3. 3. 4	19,545,240	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う入国制限等により来日できなかったJETプログラムによる外国語指導助手（ALT）の代替として派遣するものであり、先に行った公募型プロポーザルにて選定された契約業者と契約をすることにより、他の学校と同等の指導が可能となり、また、人材確保等の面でも迅速な対応が可能となるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部指導課 （電話：053-457-2411）
62	仕事研究ガイドPLUS（採用困難職種向け）等作成業務	中部印刷株式会社	R3. 1. 18	3,245,000	市内業者・準市内業者を中心に、広告宣伝業務を遂行できる事業者を指名してプロポーザルを行った結果、最も評価が高かったため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	人事委員会事務局 （電話：053-457-2201）
63	令和3年度 委託第18号 中部浄化センター焼却灰処分業務	太平洋セメント株式会社 環境事業部	R3. 3. 19	4,675,000	浜松市に入札参加資格登録されている産業廃棄物処分業許可証（産業廃棄物の種類：ばいじん）を有する業者のうち、中部浄化センターの汚泥焼却炉から発生する焼却灰を適正に処分かつ再資源化するための手法として、セメント原料化が可能な唯一の登録業者であるため一者特命とする。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部 下水道施設課 （電話：053-441-3631）